

佐賀市学校給食調理等業務委託業者選定基準

1 学校給食に対する取組

- (1) 教育としての学校給食に深い理解を有し、従業員に対して、食の面から子どもたちの教育に携わることの重要性や、子どもたちや教職員等へのあいさつ・声かけ等ふれあいの重要性に関する教育が徹底していること。
- (2) 子どもたちのために“より安全でよりおいしい”給食を提供するための理念・方針等を有し、その実現に向けての研究・取組をしていること。
- (3) 給食運営委員会への参加など、学校との連携に努め、学校運営に協力的であること。
- (4) 市教育委員会、保健所及び学校薬剤師等の立入検査や工事等により清掃及び立会い等が必要な場合に協力的であること。

2 安全衛生管理

- (1) 厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省の定める「学校給食衛生管理の基準」に基づいた衛生管理マニュアルを自社において確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (2) 「佐賀市学校給食衛生管理基準」を履行する能力を有していること。
- (3) アレルギー対応を確実に行う能力を有していること。
- (4) 定期的に設備・衛生項目等の抜き打ち検査を自主的に実施し、安全衛生管理を徹底していること。
- (5) 従業員に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (6) 安全、衛生及び調理技術に関する意識と資質向上のための従業員への研修が充実していること。
- (7) 従業員の健康管理（定期的な健康診断・検便等の実施）が十分行われていること。

3 業務遂行能力

- (1) 佐賀市が定める「調理等業務委託仕様書」による業務を継続して安定的に履行する能力を有すること。
- (2) 学校給食の単独調理場若しくは共同調理場における調理の受託実績があること、又は健康増進法に定める特定給食施設における調理業務（以下この基準において「特定給食調理業務」という。）の実績があること。
- (3) 調理業務に従事する者について、以下の基準で配置できること。

ア 調理業務に従事する者（以下「調理業務従事者」という。）の配置数は、児童生徒数及び教職員数を合計した1日当たりの食数を基準とし、次のとおりとする。ただし、現在の調理業務従事者数を勘案して配置すること。

食数（児童生徒数及び教職員数の合計）	調理業務従事者数
100食以下	3人以上
101食以上～300食以下	4人以上
301食以上～500食以下	5人以上
501食以上～900食以下	6人以上
901食以上～1,300食以下	7人以上
1,301食以上～1,800食以下	8人以上
1,801食以上～	9人以上

イ アの調理業務従事者のうち、常勤者（もっぱらこの業務に従事し、1従事日につき休憩時間を除き7時間以上従事することを常態とする者をいう。以下同じ。）は、搬送の要・不要に関わらず、食数が500食以下の場合は2人以上、501食以上の場合は3人以上、1001食以上の場合は4人以上、1,301食以上の調理をする場合は6名以上配置することとし、1,301

食から500食ずつ増えるごとに、1名追加していくこととし、調理師又は栄養士の有資格者とする。

ウ 常勤者のうち、次の要件を満たす業務責任者を1人、業務副責任者を1人配置する。

a 業務責任者は、3年以上の学校給食調理業務の経験又は5年以上の特定給食調理業務の経験を有し、かつ、学校給食に係る業務管理、衛生管理及び施設管理等に関する総合的な専門知識を有する者とする。

b 業務副責任者は、1年以上の学校給食調理業務の経験又は3年以上の特定給食調理業務の経験を有した者とする。

(4) 調理従事者の変更は、必要最小限度の範囲にとどめ、安定した給食の供給ができること。

特に、業務責任者又は業務副責任者がやむを得ない事由により長期間休業又は退職することとなった場合でも、速やかに当該者と同等の技術経験等を有する者を充てる体制が取れていること。

(5) 指揮・命令系統が確立され、市教育委員会からの指示事項が迅速に現場に伝わり、遂行できること。

(6) 突発的な事故等に対し、交代要員の準備や十分に対応できるシステム及び体制能力を有していること。

4 立地要件

佐賀県内、福岡県内又は通常の交通機関により佐賀市に概ね2時間以内に到着可能な場所に本社又は営業所を有し、市教育委員会との連絡・調整が速やかに行えること。

5 経営規模

相当数の従業員を有し、常時営業を継続していること。

6 信用状況

(1) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。

(2) 引き続いて3年以上特定給食調理業務の事業を営み、現にその実績が豊富で良好なこと。

(3) 食品及び衛生管理に関する関係諸法規が遵守されていること。

(4) 基準日から過去1年間のうち、営業に関して行政処分を受けたことがないこと。(当該処分が自己の過失に起因しないことが明らかな場合を除く。)

(5) 基準日から過去3年間のうち、公衆衛生上重大な事故を起こしたことがないこと。

(6) 製造物責任法(PL法)に基づく賠償責任に対応した保険に加入していること。

※ (4)、(5)の基準日は募集期間の最終日とする。なお、選考期間中に該当する事案が発生したときは、選考の評価対象となるので速やかに報告すること。

(注) 申請において虚偽の記載のあった場合は、プロポーザル参加資格を承認しないこと、又はプロポーザル参加資格を取り消すことがあります。